

※ 特定訴訟に係る訴訟記録について開示請求をされる場合、対象文書の特定に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報（例：原告の氏名、事件番号等。ただし、個人識別情報であっても、当該情報が慣行として公表されている等の事情がある場合（法5条1号イ）などは除きます。）以外で対象文書を特定し得る情報（例：提訴日、裁判所名、訴訟（原告の主張）の概要、判決日等）を開示請求書に記載していただきますようお願ひいたします。

令和5年8月2日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求の取下げについて

本年7月18日付け行政文書開示請求については、本月1日の電話連絡の内容
から取下げとなりましたので、本件開示請求書1通及び300円分の収入印紙に
ついては返戻いたします。